

受益者の皆さまへ

クローバー・アセットマネジメント株式会社

**証券投資信託約款の変更（重大な約款変更）および
委託者指図型投資信託の併合に関する書面決議のお知らせ**

このたび、追加型証券投資信託 コドモファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、証券投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）および委託者指図型投資信託の併合（以下「併合」といいます。）をすること（以下「当議案」といいます。）に関し、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託 コドモファンド
（当ファンドは存続ファンドとなります。）

2. 約款変更の理由と内容

現在、当社が運用する4本の公募ファンドにつきまして、運用に係る基本方針および運用方法、投資対象の種類や分類等、何れも類似した内容となっています。その内、ファンドの財産の保管及び管理を行う会社（三井住友信託銀行）が同じファンド（コドモファンド、らくちんファンド、かいたくファンド）を併合することにより、経営資源を集中させ、より質の高い運用を提供することが可能となり、これまで以上に受益者さまの資産形成に、より一層貢献できると考えます。

つきましては、現状の投資信託約款において併合に関する条文が無かったため、併合を可能とする条文及び、約款変更に反対される受益者さまの受益権買取請求を不適用とし、通常の信託契約の一部解約のみお受けする条文の追加を予定しています。

3. 変更の適用予定日

2020年9月14日

4. 約款変更および併合の中止に関する条件

重大な約款変更に伴い、書面決議において、2020年8月17日時点の受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には、投資信託約款の変更に係る手続きを中止します。

5. 議決権の取扱い

当ファンドの投資信託約款第48条第1項③の規定により、議決権を行使されない場合、ま

た、賛否の表示がない議決権行使書は賛成の表示があるものとして取扱い、同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、無効として取扱います。

6. 諸手続きについて

2020年8月17日時点の当ファンドの受益者の皆さまに対して、当議案に関する議決権行使書面を同封いたしますので、書面決議について議決権を行使される方は、2020年9月3日(必着)までに、議決権行使書面に当ファンドの約款変更の賛否およびご署名或いは押印の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

当議案が可決(当ファンドにおいて、賛成する受益者さまの受益権の合計口数が、2020年8月17日現在の受益権総口数の3分の2以上)となった場合は、2020年9月14日をもって約款変更を行います。

書面決議の結果にかかわらず、当ファンドは投資信託約款の変更の手続き期間中におきましても、投資信託約款の変更について反対されたか否かにかかわらず、通常通り換金(解約)のお申込みを受け付けております。

書面決議において反対された受益者による受益権の買取請求は行いません。

7. 併合日 2020年9月28日(月)

8. 投資信託約款変更案の新旧対照表

「コドモファンド」(変更日：2020年9月14日適用予定)

【新旧対照表】※「新」下線部が追加事項、「旧」下線部が削除事項

新	旧
<p><u>(併合による信託)</u></p> <p><u>第3条の2 委託者は、受託者と合意のうえ、信託の併合(第48条第1項に規定するこの信託と他の信託との併合をいいます。以下、第7条の2、第7条の3、第12条第1項および第41条第1項において同じ。)の方法によって、第7条の2の規定により計算される当該他の信託(以下「併合前の信託」といいます。)の信託財産(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2項に規定する併合に係る信託財産に限ります。)を、この信託の信託財産と合わせてこの信託に信託することができます。</u></p> <p><u>② 併合前の信託の名称ならびに割当比率(第7条の2に規定する割当比率をいいます。)を計算する日(以下「割当比率計算日」といいます。)</u></p>	<p>(新設)</p>

および併合を行なう日（以下「併合日」といいます。）は、別に定めます。

（受益権の分割及び再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、信託金1円につき1口に均等に分割し、第3条の規定に基づく追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、第3条の2の規定に基づく信託によって生じた受益権については第7条の2の規定に準じて計算された口数に、それぞれ均等に分割します。

②（略）

（併合前の信託の受益者に対する受益権の交付）

第7条の2 信託の併合が行われる場合、併合前の信託の受益者に対しては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に従い、その受益者に帰属していた併合前の信託の受益権口数に次に掲げる割当比率を乗じて得たこの信託の受益権口数を交付します。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとします。

割当比率＝（併合前の信託の純資産総額÷併合前の信託の受益権口数）÷（この信託の純資産総額÷この信託の受益権口数）

なお、各計数は、別に定める割当比率計算日におけるものとします。

（元本の額）

第7条の3 この信託の元本は、1口当たり1円とします。

② 投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の規定に従い、併合前の純資産の部の各項目をこの信託に引き継ぎ、

（受益権の分割及び再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②（同左）

（新設）

（新設）

信託の併合時の元本の額は併合時の口数に 1 円を乗じた額とし、併合前の信託の併合直前に計上されていた元本の合計額との差額は期末剰余金または期末欠損金に加減するものとします。

(受益権の取得申込単位及び価額)

第 12 条 委託者又は委託者の指定する販売会社
(委託者の指定する金融商品取引法 第 28 条 第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ) は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者又は委託者の指定する販売会社が個別に定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者の収益分配金の再投資に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。また、併合前の信託に関し、取得申込日から当該取得申込に係る追加信託が行われる日までの間に信託の併合が行われる場合は、この信託の受益権の取得が申込されたものとして第 2 項から第 6 項までの規定を適用します。

②～⑥ (略)

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者又は委託者の指定する販売会社が個別に定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。また、併合前の信託に関し、一部解約の実行の請求日から当該一部解約の実行が行われる日までの

(受益権の取得申込単位及び価額)

第 12 条 委託者又は委託者の指定する販売会社
(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条 第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ) は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者又は委託者の指定する販売会社が個別に定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者の収益分配金の再投資に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

②～⑥ (同左)

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者又は委託者の指定する販売会社が個別に定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。

<p><u>間に信託の併合が行われる場合は、この信託の受益権の一部解約の実行の請求がされたものとして第2項から第5項までの規定を適用します。</u></p> <p>②～⑤（略）</p> <p><u>(反対受益者の受益権買取請求の不適用)</u></p> <p>第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。</p>	<p>②～⑤（同左）</p> <p><u>(反対者の買取請求)</u></p> <p>第49条 第43条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、第43条第2項又は前条第2項に規定する書面に付記します。</p> <p>② 前項の規定については、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第41条(信託の一部解約)の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより、当該請求に応じることとする場合には適用しません。</p>
---	---

(付表)

<p>1. (略)</p> <p>2. <u>信託約款第3条の2第2項の別に定める併合前の信託の名称</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加型証券投資信託 らくちんファンド 併合日 2020年9月28日 ・追加型証券投資信託 かいたくファンド 併合日 2020年10月26日 <p>3. <u>信託約款第3条の2第2項および第7条の2の別に定める「割当比率計算日」は次の通りとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加型証券投資信託 らくちんファンド 割当比率計算日 2020年9月25日 ・追加型証券投資信託 かいたくファンド 割当比率計算日 2020年10月23日 	<p>1. (同左)</p> <p>2. (新設)</p> <p>3. (新設)</p>
---	--

9. 併合する他ファンドを特定するための事項

■らくちんファンド

委託者 名称 クローバー・アセットマネジメント株式会社
住所 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
受託者 名称 三井住友信託銀行株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
投資信託契約の締結日 平成20年4月24日

■かいたくファンド

委託者 名称 クローバー・アセットマネジメント株式会社
住所 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
受託者 名称 三井住友信託銀行株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
投資信託契約の締結日 平成20年4月22日

■併合する他ファンドの投資信託約款の内容

別添のとおり

10. 財産状況の開示資料

<コドモファンド>

【貸借対照表】

区 分	第7期 令和2年2月25日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	335,007,022
コール・ローン	527,523,033
投資信託受益証券	5,836,945,845
投資証券	674,576,200
未収入金	424,891,000
流動資産合計	7,798,943,100
資産合計	7,798,943,100
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	85,590
未払金	10,115,922
未払解約金	1,764,019
未払受託者報酬	661,293
未払委託者報酬	21,382,423
流動負債合計	34,009,247
負債合計	34,009,247
純資産の部	
元本等	
元本	4,228,398,454
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,536,535,399
(分配準備積立金)	2,052,487,866
元本等合計	7,764,933,853
純資産合計	7,764,933,853
負債純資産合計	7,798,943,100

【損益及び剰余金計算書】

区 分	第7期 自平成31年2月26日 至令和2年2月25日 金額 (円)
営業収益	
受取配当金	8,748,485
有価証券売買等損益	724,682,826
為替差損益	△47,681,832
その他収益	5,032
営業収益合計	685,754,511
営業費用	
支払利息	670,829
受託者報酬	2,428,818
委託者報酬	78,535,076
その他費用	395,784
営業費用合計	82,030,507
営業利益又は営業損失 (△)	603,724,004
経常利益又は経常損失 (△)	603,724,004
当期純利益又は当期純損失 (△)	603,724,004
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	12,373,303
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,897,963,554
剰余金増加額又は欠損金減少額	149,593,026
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	149,593,026
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,371,882
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	102,371,882
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,536,535,399

<らくちんファンド>

【貸借対照表】

区 分	第12期 令和2年2月25日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	102,280,499
金銭信託	115,154
コール・ローン	121,632,976
投資信託受益証券	534,315,815
投資証券	197,213,589
未収入金	102,280,500
流動資産合計	1,057,838,533
資産合計	1,057,838,533
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	26,945
未払解約金	86,055
未払受託者報酬	86,183
未払委託者報酬	2,499,813
その他未払費用	1,059,385
流動負債合計	3,758,381
負債合計	3,758,381
純資産の部	
元本等	
元本	571,127,340
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	482,952,812
(分配準備積立金)	428,967,285
元本等合計	1,054,080,152
純資産合計	1,054,080,152
負債純資産合計	1,057,838,533

【損益及び剰余金計算書】

区 分	第12期 自平成31年2月26日 至令和2年2月25日 金額 (円)
営業収益	
受取配当金	1,073,925
受取利息	51
有価証券売買等損益	138,866,353
為替差損益	△15,130,975
その他収益	133,943
営業収益合計	124,943,297
営業費用	
支払利息	157,460
受託者報酬	315,882
委託者報酬	9,162,990
その他費用	1,288,609
営業費用合計	10,924,941
営業利益又は営業損失 (△)	114,018,356
経常利益又は経常損失 (△)	114,018,356
当期純利益又は当期純損失 (△)	114,018,356
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,424,083
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	359,277,404
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,016,992
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,016,992
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,935,857
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,935,857
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	482,952,812

<かいたくファンド>

【貸借対照表】

区 分	第12期 2020年2月25日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	79,417,799
コール・ローン	45,843,991
投資信託受益証券	447,543,962
投資証券	160,550,244
未収入金	79,417,800
流動資産合計	812,773,796
資産合計	812,773,796
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,922
未払解約金	90,941
未払受託者報酬	66,356
未払委託者報酬	1,482,245
その他未払費用	826,490
流動負債合計	2,486,954
負債合計	2,486,954
純資産の部	
元本等	
元本	350,731,470
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	459,555,372
(分配準備積立金)	359,159,688
元本等合計	810,286,842
純資産合計	810,286,842
負債純資産合計	812,773,796

【損益及び剰余金計算書】

区 分	第12期 自 2019年2月26日 至 2020年2月25日 金額 (円)
営業収益	
受取配当金	1,382,949
有価証券売買等損益	123,722,623
為替差損益	△11,990,492
その他収益	—
営業収益合計	113,115,080
営業費用	
支払利息	98,634
受託者報酬	246,412
委託者報酬	5,505,151
その他費用	1,055,714
営業費用合計	6,905,911
営業利益又は営業損失 (△)	106,209,169
経常利益又は経常損失 (△)	106,209,169
当期純利益又は当期純損失 (△)	106,209,169
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	4,699,730
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	356,819,906
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,996,416
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,996,416
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,770,389
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,770,389
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	459,555,372

【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際してご提出いただきました個人情報は、議決権行使受益権口数の管理を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

以上

本状に関しましてご質問、ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください。

クローバー・アセットマネジメント株式会社 業務管理部
電話 0800-5000-968 (フリーダイヤル) (営業日の9:00~17:00)